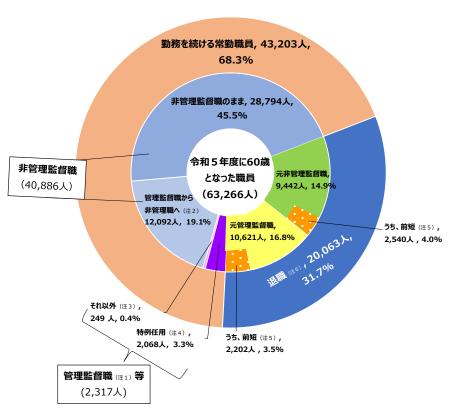
管理監督職勤務上限年齢制の実施状況等に関する調査結果のポイント

1. 令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況(令和6年4月1日時点)

→ 令和5年度は定年の段階的な引上げにより、60歳に達した職員の勤務環境が大きく変わった中、令和5年度に60歳に達した職員のうち、令和6年4月1日時点において、退職せずに勤務を続ける者は68.3%、定年前再任用短時間勤務職員となった者は7.5%であった。



- (注1) 管理職手当を支給される職及びこれに準ず る職であって、条例で定められている職
- (注2) 管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日 から最初の4月1日までの期間(異動期間) に管理監督職以外の職へ降任等をされた職員 (地方公務員法(以下「法」という。)第28 条の2)
- (注3)管理監督職勤務上限年齢が60歳より高い管理監督職に就いている職員又は管理監督職勤務上限年齢制が適用されない職に就いている職員
- (注4) 職務遂行上の特別の事情、職務の特殊性や 年齢別構成等による欠員補充の困難性から、 管理監督職勤務上限年齢制の特例として、異 動期間を延長された職員(法第28条の5)
- (注5) 定年前再任用短時間勤務職員。条例で定める年齢(60歳)に達した日以後定年前に退職した者で短時間勤務の職に採用された職員(法第22条の4・第22条の5)
- (注6) 在職期間の通算を伴う退職等を含む。

2. 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況(令和6年4月1日時点) 【一般行政職のみ】

▶ いわゆる役職定年後の職位の状況については、部(局)長相当職や課長相当職だった者は課長補佐相当職に、課長補佐相当職だった者は係長相当職に降任等をされる場合が多い。

降任等前における職位	降任等後における職位			合計
	課長補佐相当職	係長相当職	その他の職員(注8)	ПП
部(局)長相当職	1,012人(48.6%)	793人 (38.0%)	278人(13.3%)	2,083人 (100%)
課長相当職	1, 993人 (57. 1%)	1, 189人 (34. 1%)	309人(8.9%)	3,491人 (100%)
課長補佐相当職	332人(33.6%)	538人 (54.4%)	119人(12.0%)	989人(100%)
その他の職員 (注7)	21人(11.6%)	63人 (34.8%)	97人 (53.6%)	181人(100%)

- (注7) 管理監督職のうち、「部(局)長相当職」、「課長相当職」、「課長補佐相当職」のいずれにも該当しない職
- (注8)係長未満の職、管理監督職ではない課長相当職といったものがある。